

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立あかね台中学校  
校長 栗原 秀樹

## 6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対する御理解と御支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なる御協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

### 1 段階的な学校再開について

#### (1) 日程

- 第一期 6月1日（月）～12日（金）  
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行う予定です。  
分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
- 第二期 6月15日（月）～30日（火）  
昼食あり、学級での全日での授業の開始  
※ この期間、部活動等は実施しません。

#### (2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- こまめな換気の徹底
- 多くの方が手の届く距離に集まらないための配慮
- 近距離での会話や大声での発声への配慮
- 飛沫飛散防止のためのマスク着用
- 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

### 2 第一期の分散登校について

- 感染予防のため、再開にあたっては、学年や学級等を複数のグループに分ける分散登校とします。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。
  - ・ 出席番号の奇数・偶数によってクラスを二分割します。
  - ・ 番号により午前・午後に分け、それぞれ4コマ（35分授業）を行います。
  - ・ 初日には学習や生活面、心のケアなどのオリエンテーションを行います。
  - ・ 午前は8時25分～40分、午後は12時25分～40分までに登校し各教室へ移動します。

【6月1日（月）】はオリエンテーションのため、出席番号によって、それぞれ次の時間に登校してください。

- 奇数出席番号生徒は、9時～10時に各教室で実施しますので、8:40～9:00に登校。
- 偶数出席番号生徒は、11時～12時に各教室で実施しますので、10:40～11:00に登校。
- 8・9組生徒は、9時～10時に教室で実施しますので、8:40～9:00に登校。

【時程表】

＜奇数＞6/2～5	＜偶数＞6/8～12
登校 8:25～8:40	
学活 8:40～	
1校時 8:50～9:25	
2校時 9:30～10:05	
3校時 10:10～10:45	
4校時 10:50～11:25	昼食なし下校

＜偶数＞6/2～5	＜奇数＞6/8～12
登校 12:25～12:40	
学活 12:40～	
1校時 12:50～13:25	
2校時 13:30～14:05	
3校時 14:10～14:45	
4校時 14:50～15:25	下校

3 持ち物等について

- ・上履き、マスク、ハンカチ、ティッシュ、健康観察票、筆記用具
- ・教科書等は二日目から用意します。

4 昼食について

中学校の昼食（ハマ弁を含む）は、第二期の6月15日（月）から開始します。

5 生徒の健康状態の把握について

学校再開にあたり、生徒の健康観察と御家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

また、学校では感染症対策の一環として、しばらくの間、体調不良の生徒を校内で経過観察することは避け、家庭での休養や受診をお願いしていますので早退させることに御理解、御協力をお願いいたします。

6 その他

- 感染拡大防止にあたっては、御家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校に御相談ください。
- 第一期は個別支援学級（全学年）の生徒は午前授業となります。午後の時間、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合、「緊急受入れ」を実施しますので、学校まで御連絡をお願いいたします。
- 7月以降の授業の実施や長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。
- 医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等と御相談するなどし、登校の御判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。
- その他 家庭の判断で登校を見合わせることをお考えの場合は、学校まで御連絡をお願いいたします。